

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

栃木労働局長より、[令和6年11月27日付け栃労発基1127第6号「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」](#)をもって、会員事業場への周知等について要請がありました。

栃木県内の死亡労働災害について、本年9月から11月までの3か月間で9人の尊い命が失われている極めて憂慮される現状にあるとし、とりわけ、「墜落・転落」災害によるものが多いということで、「墜落・転落による死亡災害が多発しています！！」を作成したとしています。

是非、栃木県内における本年の死亡労働災害発生状況をご確認いただくとともに、「墜落・転落」災害の防止、コンベア等機械への「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止等にご留意頂きますようお願い致します。

これらの死亡労働災害は、在来型の災害が多く、その防止対策は十分にご理解いただいていることと思っておりますので、その防止対策（ルール）の徹底等が重要であると思っております。

そのためには、栃木労働基準監督署主唱、当協会が主催者の立場で推進している令和6年度栃木労働基準監督署管内「S+S(持続可能な安全作業)」推進運動(以下「S+S」運動)に大いに通じる部分があると思っております。

会員事業場にあっては、これらの対策等をこの「S+S」運動に組み込んで取り組んで頂きますようお願い致します。